

北海道建設部土木工事共通仕様書

新 旧 対 照 表

「北海道建設部土木工事共通仕様書（令和6年10月版）」を一部改定し、令和6年10月1日以後に入札する工事から適用する。

新旧対照表欄外記号の説明
◎ 重要な変更
○ 標準的な変更
△ 軽微な変更、誤植等

北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和6年10月版（一部改定）

I 土木工事共通仕様書（本文）

第1編 共通編
第2章 材料

1－2－5－7 凍上抑制層用材料

1．工事に使用する凍上抑制層材料は、設計図書によるものとする。

2．凍上抑制層材料は、次に示す品質規格に合格するもので、ごみ、どろ、有機物などを有害量含んではならない。

3．火山灰（火山れきを含む）は、凍上試験に合格したものでなければならない。ただし、凍上試験結果の判定が要注意のものは、75μmふるい通過量が20％以下であり、強熱減量が4％以下であれば、使用することができる。
また、地盤工学会基準の凍上試験により判定する場合は、凍上速度が0.1mm/h以下でなければならない。

4．砂は、75μmふるいの通過量が6％以下でなければならない。

5．80mm級以下の切込砂利及びコンクリート再生骨材等の粗粒材料は、全量について75μmふるいを通過するものが、4.75mmふるいを通過するものに対し、切込砂利で9％以下、破砕面が30％以上の切込砂利で12％以下、切込碎石及びコンクリート再生骨材で15％以下でなければならない。粒度は、表2－19に示す範囲に入らなければならない。
なお、コンクリート再生骨材 は、凍上試験に合格するもので、工事監督員の承諾を得たものを使用しなければならない。地盤工学会基準の凍上試験により判定する場合は、凍上速度が0.1mm/h以下でなければならない。

表2－19 凍上抑制層用粗粒材料の粒度

呼び名 \ ふるい目	ふるい通過質量百分率（％）			
	90mm	53mm	37.5mm	4.75mm
80mm	100	70～100	—	20～65
40mm	—	100	70～100	20～65

[注1] 破砕面が30％以上の切込砂利とは、玉石または砂利、切込砂利を砕いたもので、4.75mmふるいに止まるもののうちの質量で、30％以上が少なくとも一つの破砕面をもつものである。

[注2] 凍上試験は、地盤工学会基準の凍上性判定のための土の凍上試験方法（JGS0172-2009）、道路土工・排水工指針の資料-10凍上試験方法（開発局法）、または東日本高速道路株式会社規格の土の凍上試験方法（JHS112）による。

[注3] 製造施設ごとにおける試験による品質確認の頻度について、コンクリート再生骨材は年1回以上 とし、品質に変動が見られる場合は確認回数を増やすなど考慮すること。

(旧) 令和6年10月版

第1編 共通編
第2章 材料

1－2－5－7 凍上抑制層用材料

1．工事に使用する凍上抑制層材料は、設計図書によるものとする。

2．凍上抑制層材料は、次に示す品質規格に合格するもので、ごみ、どろ、有機物などを有害量含んではならない。

3．火山灰（火山れきを含む）は、凍上試験に合格したものでなければならない。ただし、凍上試験結果の判定が要注意のものは、75μmふるい通過量が20％以下であり、強熱減量が4％以下であれば、使用することができる。
また、地盤工学会基準の凍上試験により判定する場合は、凍上速度が0.1mm/h以下でなければならない。

4．砂は、75μmふるいの通過量が6％以下でなければならない。

5．80mm級以下の切込砂利及びコンクリート再生骨材等の粗粒材料は、全量について75μmふるいを通過するものが、4.75mmふるいを通過するものに対し、切込砂利で9％以下、破砕面が30％以上の切込砂利で12％以下、切込碎石及びコンクリート再生骨材で15％以下でなければならない。粒度は、表2－19に示す範囲に入らなければならない。
なお、コンクリート再生骨材及び鉄鋼スラグは、凍上試験に合格するもので、工事監督員の承諾を得たものを使用しなければならない。地盤工学会基準の凍上試験により判定する場合は、凍上速度が0.1mm/h以下でなければならない。

表2－19 凍上抑制層用粗粒材料の粒度

呼び名 \ ふるい目	ふるい通過質量百分率（％）			
	90mm	53mm	37.5mm	4.75mm
80mm	100	70～100	—	20～65
40mm	—	100	70～100	20～65

[注1] 破砕面が30％以上の切込砂利とは、玉石または砂利、切込砂利を砕いたもので、4.75mmふるいに止まるもののうちの質量で、30％以上が少なくとも一つの破砕面をもつものである。

[注2] 凍上試験は、地盤工学会基準の凍上性判定のための土の凍上試験方法（JGS0172-2009）、道路土工・排水工指針の資料-10凍上試験方法（開発局法）、または東日本高速道路株式会社規格の土の凍上試験方法（JHS112）による。

[注3] 製造施設ごとにおける試験による品質確認の頻度について、コンクリート再生骨材は年1回以上、鉄鋼スラグは年2回以上とし、品質に変動が見られる場合は確認回数を増やすなど考慮すること。

I -1-2-20 （ I -1-2-20 ）
■誤記の修正 △

北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和 6 年10月版 (一部改定)		(旧) 令和 6 年10月版		頁 新 (旧)
表 5－6 寒中コンクリートの温度制御養生期間		表 5－6 寒中コンクリートの温度制御養生期間		I -1-5-25 (I -1-5-25) ■諸基準類の改定に伴う変更 ○
5℃以上の温度制御養生と所定の湿潤養生を行った後に想定される気象条件	養生温度	セメントの種類		
		普通ポルトランド	早強ポルトランド・普通ポルトランド＋促進剤	混合セメントB種
(1) 厳しい気象条件	5℃	9 日	5 日	12 日
	10℃	7 日	4 日	9 日
(2) まれに凍結融解する程度の気象条件	5℃	4 日	3 日	5 日
	10℃	3 日	2 日	4 日

[注]

1. 水セメント比が55%の場合の標準的な養生期間を示した。水セメント比がこれと異なる場合は適宜増減する。
2. 湿潤養生に保つ養生日数として、1－5－3－8 養生 に示す期間も満足する必要がある。

5℃以上の温度制御養生と所定の湿潤養生を行った後に想定される気象条件	断面の大きさ		
	薄い場合	普通の場合	厚い場合
(1) 厳しい気象条件	1 5	1 2	1 0
(2) まれに凍結融解する程度の気象条件	5	5	5

5℃以上の温度制御養生を行った後の次の春までに想定される凍結融解の頻度	断面の大きさ		
	薄い場合	普通の場合	厚い場合
(1) しばしば凍結融解を受ける場合	1 5	1 2	1 0
(2) まれに凍結融解を受ける場合	5	5	5

[注]

1. 「(1)しばしば凍結融解を受ける場合」とは、寒冷地の戸外構造物のように、養生終了後、次の春までに数十回の凍結融解を受けるような場合とする。
2. 「(2)まれに凍結融解を受ける場合」とは、凍結回数が数回程度の比較的温暖な地方、硬化後間もなく水中埋設、地中埋設など、次の春までにわずかの期間しか凍結を受けないような場合とする。

北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和 6 年10月版 (一部改定)	(旧) 令和 6 年10月版	頁 新 (旧)
第 5 章 コンクリート	第 2 章 材 料	
1－5－6－6 海水の作用を受けるコンクリート 1．受注者は、海水の作用、波浪や海水飛沫の影響を受ける構造物に使用されるコンクリートは、海洋コンクリートとして、設計耐用期間を通じてコンクリート自体の劣化や鋼材の腐食等によって、所要の性能が損なわれないように施工しなければならない。 2．受注者は、設計図書に示す最高潮位から上600mm及び最低潮位から下600mmの間のコンクリートに水平打継目を設けてはならない。干満差が大きく一回の打上がり高さが非常に高くなる場合や、その他やむを得ない事情で打継目を設ける必要がある場合には、工事監督員の承諾を得なければならない。 3．(省略)	1－5－6－6 海水の作用を受けるコンクリート 1．受注者は、海水の作用、波浪や海水飛沫の影響を受ける構造物に使用されるコンクリートは、海洋コンクリートとして、設計耐用期間を通じてコンクリート自体の劣化や鋼材の腐食等によって、所要の性能が損なわれないように施工しなければならない。 2．受注者は、設計図書に示す最高潮位から上600mm及び最低潮位から下600mmの間のコンクリートに水平打継目を設けてはならない。干満差が大きく一回の打上がり高さが非常に高くなる場合や、その他やむを得ない事情で打継目を設ける必要がある場合には、工事監督員の承諾を得なければならない。 3．(省略)	I-1-5-26 (I-1-5-26) ■誤記の修正 △

令和6年10月1日以降に入札する工事から適用（変更箇所：赤）

第1編 共通編 第2章 材料

2. セメント安定処理に使用するセメントは、JISに規定されているJIS R 5210（ポルトランドセメント）及びJIS R 5211（高炉セメント）の規格に適合するものとする。
3. 石灰安定処理に使用する石灰は、JIS R 9001（工業用石灰）に規定される生石灰（特号及び1号）、消石灰（特号及び1号）、またはそれらを主成分とする石灰系安定材に適合するものとする。

1-2-5-7 凍上抑制層用材料

1. 工事に使用する凍上抑制層材料は、設計図書によるものとする。
2. 凍上抑制層材料は、次に示す品質規格に合格するもので、ごみ、どろ、有機物などを有害量含んではならない。
3. 火山灰（火山れきを含む）は、凍上試験に合格したものでなければならない。ただし、凍上試験結果の判定が要注意のものは、75μmふるい通過量が20%以下であり、強熱減量が4%以下であれば、使用することができる。
- また、地盤工学会基準の凍上試験により判定する場合は、凍上速度が0.1mm/h以下でなければならない。
4. 砂は、75μmふるいの通過量が6%以下でなければならない。
5. 80mm級以下の切込砂利及びコンクリート再生骨材等の粗粒材料は、全量について75μmふるいを通してものが、4.75mmふるいを通してのものに対し、切込砂利で9%以下、破砕面が30%以上の切込砂利で12%以下、切込碎石及びコンクリート再生骨材で15%以下でなければならない。粒度は、表2-19に示す範囲に入らなければならない。
- なお、コンクリート再生骨材は、凍上試験に合格するもので、工事監督員の承諾を得たものを使用しなければならない。地盤工学会基準の凍上試験により判定する場合は、凍上速度が0.1mm/h以下でなければならない。

表2-19 凍上抑制層用粗粒材料の粒度

呼び名 ふるい目	ふるい通過質量百分率（%）			
	90mm	53mm	37.5mm	4.75mm
80mm	100	70～100	—	20～65
40mm	—	100	70～100	20～65

- 〔注1〕 破砕面が30%以上の切込砂利とは、玉石または砂利、切込砂利を砕いたもので、4.75mmふるいに止まるもののうちの質量で、30%以上が少なくとも一つの破砕面をもつものである。
- 〔注2〕 凍上試験は、地盤工学会基準の凍上性判定のための土の凍上試験方法（JGS 0172-2009）、道路土工・排水工指針の資料-10凍上試験方法（開発局法）、または東日本高速道路株式会社規格の土の凍上試験方法（JHS112）による。
- 〔注3〕 製造施設ごとにおける試験による品質確認の頻度について、コンクリート再生骨材は年1回以上とし、品質に変動が見られる場合は確認回数を増やすなど考慮すること。

令和6年10月1日以降に入札する工事から適用（変更箇所：赤）

第1編 共通編 第5章 鉄筋、無筋コンクリート

表5-6 寒中コンクリートの温度制御養生期間

5℃以上の温度制御養生と所定の湿潤養生を行った後に想定される気象条件	養生温度	セメントの種類		
		普通ポルトランド	早強ポルトランド・普通ポルトランド＋促進剤	混合セメントB種
(1) 厳しい気象条件	5℃	9 日	5 日	12 日
	10℃	7 日	4 日	9 日
(2) まれに凍結融解する程度の気象条件	5℃	4 日	3 日	5 日
	10℃	3 日	2 日	4 日

- 〔注〕 1. 水セメント比が55%の場合の標準的な養生期間を示した。
水セメント比がこれと異なる場合は適宜増減する。
2. 湿潤養生に係る養生日数として、1-5-3-8 養生 に示す期間も満足する必要がある。

表5-7 養生温度を5℃以上に保つのを終了するときに必要な圧縮強度の標準（N/mm²）

5℃以上の温度制御養生と所定の湿潤養生を行った後に想定される気象条件	断面の大きさ		
	薄い場合	普通の場合	厚い場合
(1) 厳しい気象条件	15	12	10
(2) まれに凍結融解する程度の気象条件	5	5	5

令和6年10月1日以降に入札する工事から適用（変更箇所：赤）

第1編 共通編 第1章 総則

1-5-6-5 水中コンクリート

1. 受注者は、コンクリートを静水中に打込まなければならない。これ以外の場合であっても、流速5cm/sec以下でなければ打ち込んで서는ならない。
2. 受注者は、コンクリートを水中において落下させないようにし、かつ打込み開始時のコンクリートは水と直接に接しないようにしなければならない。
3. 受注者は、コンクリートの面を水平に保ちながら、所定の高さまたは水面上に達するまで連続して打込まなければならない。
4. 受注者は、レイタンスの発生を少なくするため、打込み中、コンクリートをかき乱さないようにしなければならない。
5. 受注者は、コンクリートが硬化するまで、水の流動を防がなければならない。
6. 受注者は、一区画のコンクリートを打込み終わった後、レイタンスを完全に除いてから、次の作業を始めなければならない。
7. 受注者は、コンクリートをトレミー、コンクリートポンプまたは底開き箱や底開き袋を用いて打込むものとする。これにより難い場合は、工事監督員と協議しなければならない。

1-5-6-6 海水の作用を受けるコンクリート

1. 受注者は、海水の作用、波浪や海水飛沫の影響を受ける構造物に使用されるコンクリートは、海洋コンクリートとして、設計耐用期間を通じてコンクリート自体の劣化や鋼材の腐食等によって、所要の性能が損なわれないように施工しなければならない。
2. 受注者は、設計図書に示す最高潮位から上600mm及び最低潮位から下600mmの間のコンクリートに水平打継目を設けてはならない。干満差が大きく一回の打上がり高さが非常に高くなる場合や、その他やむを得ない事情で打継目を設ける必要がある場合には、工事監督員の承諾を得なければならない。
3. 受注者は、普通ポルトランドセメントを用いた場合、材令5日以上、高炉セメント、フライアッシュセメントを用いた場合、B種については、材令7日間以上とし、さらに、日平均気温が10℃以下となる場合には、9日間以上になるまで海水にあらわれないよう保護しなければならない。

1-5-6-7 マスコンクリート

1. 受注者は、マスコンクリートの施工に当たって、事前にセメントの水和熱による温度応力及び温度ひび割れに対する十分な検討を行わなければならない。
2. 受注者は、温度ひび割れに関する検討結果に基づき、打込み区画の大きさ、リフト高さ、継目の位置及び構造、打込み時間間隔を設定しなければならない。
3. 受注者は、あらかじめ計画した温度を超えて打ち込みを行ってはならない。
4. 受注者は、養生に当たって、温度ひび割れ制御が計画どおりに行えるようコンクリート温度を制御しなければならない。
5. 受注者は、温度ひび割れ制御が適切に行えるよう、実際の施工条件に基づく温度ひび割れの照査時に想定した型枠の材料及び構造を選定するとともに、型枠を適切な期間存